

白山市文化協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白山市文化協会に加盟する団体が日頃の活動を通じて会員相互の融和と技能の向上及び自主的な事業等を支持するため、予算の範囲内で補助金を交付し、白山市の文化の振興とまちづくりに貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 白山市文化協会が補助金及び助成金の名称を用いて交付するものをいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 白山市文化協会の分野別組織及び加盟団体で補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、所定の事項を記入し会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第4条 会長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、予算等で定めるところにより補助金を交付すべきと認めたときは速やかに交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 補助金の交付決定した後において、補助事業の内容の変更、中止、廃止又は期間内に完了しない場合は、補助事業変更等承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、承認及び指示をうけなければならない。

(補助事業の遂行)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業に係る事業の状況、収入及び支出その他事業に関する事項を明らかにした書類、帳簿及び証拠書類を整備しておかななければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果等を記載した補助事業実績報告書(様式第4号)に収支の状況を明らかにした書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金(精算)請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、白山市補助金交付規則を準用する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。